

別海町議会会議録

第1号（平成23年11月28日）

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 町長あいさつ及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第54号 別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 町長あいさつ及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第54号 別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |

○出席議員（18名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 番 | 木 嶋 悦 寛 | 2 番 | 松 壽 孝 雄 |
| 3 番 | 森 本 一 夫 | 4 番 | 今 西 和 雄 |
| 5 番 | 西 原 浩 | 6 番 | 沓 澤 昌 廣 |
| 7 番 | 小 林 敏 之 | 8 番 | 安 部 政 博 |
| 9 番 | 瀧 川 榮 子 | 10 番 | 山 田 信 |
| 11 番 | 丹 羽 勝 夫 | 12 番 | 松 原 政 勝 |
| 13 番 | 戸 田 博 義 | 14 番 | 戸 田 憲 悦 |
| 15 番 | 中 村 忠 士 | 16 番 | 佐 藤 初 雄 |
| 副議長 17 番 | 安 田 輝 男 | 議長 18 番 | 渡 邊 政 吉 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | | | |
|-----------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 水 沼 猛 | 副 町 長 | 磯 田 俊 夫 |
| 教 育 長 | 山 口 長 伸 | 総 務 部 長 | 小 守 正 |
| 福 祉 部 長 | 田 村 秀 男 | 産 業 振 興 部 長 | 土 井 一 典 |
| 建 設 水 道 部 長 | 根 本 幸 三 | 教 育 部 長 | 大 島 登 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 半 田 雅 代 | 農 委 事 務 局 長 | 森 本 哲 男 |
| 病 院 事 務 長 | 真 籠 毅 | 会 計 管 理 者 | 上 月 昭 彦 |

○議会事務局出席職員

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

17番 安田輝男

4番 今西和雄

5番 西 原 浩

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、平成 23 年第 6 回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において指名いたします。

17 番安田議員、4 番今西議員、5 番西原議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第 3 町長からあいさつ及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 本日、本年第 6 回の臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては何かと御多用のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本臨時会に提出させていただきました議案の概要について御説明を申し上げます。

このたび提出させていただきました案件につきましては、1 件でございます。

本年度の国家公務員に対する人事院勧告の内容等に準じ、本町の職員の給与についてもこの人事院勧告を遵守しながら、平均で 0.23% の俸給月額を引き下げるため所要の改正を行うものでございます。

また、これらの俸給の減額を、12 月 1 日が支給基準日となっております期末手当により調整をするため、今月中の条例改正が必要となりますので、本臨時会において御決定を賜りますようお願いを申し上げます、議案の概要説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第 4 議案第 54 号については、会議規則第 39 条

第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第54号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第54号

○議長(渡邊政吉君) 日程第4 議案第54号別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(小守 正君) 議案第54号の内容説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本件につきましては、本年9月30日、人事院が国家公務員の給与改定等について0.23%削減の勧告をしたところでございますが、政府におきましては東日本大震災の復興財源を確保するため、2年間にわたり平均7.8%削減、期末勤勉手当の10%削減などを盛り込んだ給与臨時特例法案を、現在、衆議院で審議をしているところでございます。そして、地方公務員の給与改定に関する取り扱いにつきましては、地方公務員法の趣旨に沿って適切な措置を講じるとともに、地方公共団体の定員についても、行政の合理化・効率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組まれるよう期待するとの閣議決定がなされているところであります。

これらの人事院勧告や給与臨時特例法案の取り扱いの混乱もありますが、本町職員の給与につきましては職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改定を行おうとするものでございます。

なお、この改定に伴い、4月から実施日の属する月の前月までの月例給与と、6月期の手当に係る格差相当分の額を12月期の手当で調整しようとするものでございますが、この手当の支給基準日が12月1日となっていることから、今月中に改正いたしたいとするものでございます。

初めに、今回行われました人事院勧告の概要につきまして若干御説明を申し上げたいと思います。

勧告によりますと、企業規模が50人以上かつ事業所規模が50人以上の1万500事業所、約43万人の民間従業者を対象に個人別給与を調査し、4月分の給与について民間と国家公務員とを比較した結果、平均民間給与は39万6,824円に対し、国家公務員は39万7,723円で、国家公務員給与が899円、俸給分で816円、手当へのはね返し分で83円、率にいたしまして0.23%上回っており、この格差を解消するため月例給与の引き下げ改定を行おうとするものでございます。

今回の改定は、行政職俸給表1につきまして、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げで、50歳代で最大0.5%、40歳代後半で0.4%、40歳代前半層でゼロから0.3%、30歳以下の若年層は据え置くというものでございます。

その他の俸給表につきましては、行政職俸給表１と均衡を考慮した引き下げを行うこととしております。

また、昨年８月から本年７月までの１年間の民間での特別給、ボーナスでございますが、これにつきましては民間の支給割合は東北３県を除き年間３．９８７カ月分であり、国家公務員の３．９５カ月分をわずかに上回っておりますが、東北３県におけることしの夏の特別給をめぐる状況は厳しいと見られることから、特別給の改定は見送るとされたところでございます。

なお、この改定の実施日は公布の日の属する月の翌日の初日、公布日が初日であるときはその日とし、引き下げ改定の遡及は行わず、４月時点での公務員と民間の均衡を図るため、年間給与で公務員と民間の均衡が図られるよう、４月から実施日の属する月の前月までの月例給と６月期の特別給、ボーナスでございますが、こちらに係る格差相当分の額を１２月期の期末手当で減額調整しようとするものでございます。

次に、本町の条例改正の概要についてでございますが、３点ほどございます。

まず１点目は、俸給表であります別表第１から別表第４についての改定。

２点目につきましては、給料表の切りかえに伴う経過措置であります現給保障を受けている職員の支給率０．４９％の引き下げ改定。

３点目が１２月支給の期末手当に関する特例措置として、本年４月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を年間給与での解消を図るため、月例給については４月の給与をもとに、４月から１１月までの８カ月分の調整率０．３７％相当分と、６月に支給された特別給であります期末勤勉手当の調整率０．３７％相当分を合わせた額、こちらを調整額と言いますが、こちらを１２月に支給する期末手当から減額して支給するというものでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。なお、議案朗読は省略させていただきます。資料により説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料の１ページをお開き願います。

別海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する別海町条例新旧対照表でございます。

対照表の右側が改正前、左側が改正後でございますが、対照表左側の改正後で説明をさせていただきます。

条例の第１条から第２２条でございますが、説明は省略いたしまして、附則の改正から御説明申し上げます。

まず一つ目は、平成１８年３月１５日別海町条例第３号の俸給表の切りかえに伴う経過措置、附則第７項第１号中「１００分の９９．５９」を「１００分の９９．１」に、同項第２号中「１００分の９９．８３」を「１００分の９９．３４」にそれぞれ改めるものでございます。

内容につきましては、平成１８年３月１５日別海町条例第３号の俸給表の切りかえに伴い、給料の減額される職員に切りかえ前の給料月額を保障する、いわゆる現給保障として、切りかえ後、減額された差額を切りかえ後の給料に合わせて支給するという経過措置が設けられたところでございます。

そして、平成２１年別海町条例第２７号におきまして、この現給保障に係る職員月例給に支給割合として調整率が設けられました。この調整率は、昨年の改定において、第１号の対象職員及び第２号の対象職員への適応をそれぞれ「１００分の９９．５９」「１００

分の99.83」と規定しておりますが、今回の改定によりこの調整率を「100分の99.1」「100分の99.34」にそれぞれ100分の0.49引き下げるというものでございます。

次に、本条例の附則でございますが、附則第1項、施行期日です、この条例は公布の日の属する日の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から施行するというものでございます。

次に、付則第2項、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置についてでございます。

平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別海町職員の給与に関する条例第16条第2項から第5項まで、もしくは第20条第1項から第3項及び第5項及び第6項の規定にはかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは期末手当は支給しないというもので、第1号は平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げられるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、特地勤務手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額、こちらを調整することとなります。

次に、2ページをお開きください。

こちらが減給対象以外の職員の給料表と職員の級及び号俸でございます。内容の説明は省略をいたします。

次に、第2号は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額、こちらを調整するというものでございます。

次に、附則第3項ですが、規則への委任でございます。

第3項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるといいたいとするものでございます。

なお、改正後の別表第1から別表第4までの給料表につきましては、後ほど議案の4ページ以降をごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 具体的に、最大減額される方で幾ら減額になるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま説明していた中で、それぞれ年齢である程度減額率も変わってきておりますけれども、おおむね55歳の課長職になりますが、55歳で年間約2万1,000円の減額ということで把握しているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の質問にも関連しますけれども、50歳代、最大で0.5%の削減ということで、今、数字も出されましたのでその点はわかりましたけれども、40歳代後半層の0.4%、最大で切り下げ。そして、40歳代の前半層ですか、多い場合は0.3%の削減という数字が出されましたけれども、それぞれサンプル的な額を教えてくださいと思います。それが1点目です。

それから2点目ですけれども、経過措置の廃止が出されております。これの影響額というのはどのくらいなのか教えてください。

3点目ですけれども、これは数字的には国家公務員の平均という数字ですけれども、98年からこの13年間に平均年間給与が72万4,000円引き下げられたという、平均で、数字が出ています。当町職員の場合は連続してずっと引き下がっているわけですが、その年度についてはそちらのお手持ちの資料がどういうふうになっているかわかりませんが、10年なり、あるいは13年なりのスパンでどのくらい減額されているかということをお伺いします。

4点目ですけれども、今回の案が通ったとしたら全体の削減額はどのくらいになるかというのが4番目です。

それから5番目ですけれども、不利益不遡及の原則というのがございますね。労働者が労働条件の切り下げなどの不利益については、過去にさかのぼって適用してはならないという原則がありますけれども、この点は今までもありましたけれども、この原則は破られているという過去にも例があり、今回もそうだと。この点についてはどういうふうにお考えなのか。

5点を質問します。以上です。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目でございますが、先ほどの質問にお答えして重複する部分もございますが、本町での減額の対象となる職員につきましては、高校を卒業して28年した46歳で約1万7,000円、先ほど回答いたしました課長職、55歳ですが、年間約2万1,000円の減額となるものでございます。

なお、45歳以下の職員については、このたび給与改定の影響を受けないものと判断をしております。といいますのは、国家公務員の給料表と地方公務員の私どもの給料表と違う形になっております。1級から、こちらは6級まで使っておりますけれども、国家公務員については1級から10級までございます。そういうこともありまして、本町の45歳以下の職員については、このたびの給料改定の受けない。要は給料表が変わっていないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目と3点目の質問については把握をしておりません。それらの調査もしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

4点目の全体での減額の影響額ということでございますが、町職員全体で372万5,

000円程度と試算をしているところでございます。

5点目につきましては、私もそのような考え方を持っておりませんので、よろしく願いたいと思います。基本的には人事院勧告の遵守ということで今までもやってきておりますし、不利益ということでは特に考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 労働条件の問題で不利益不遡及、要するにさかのぼって不利益を実施するというようなことについては、それはやってはいけませんよというのが慣例になっているわけです。そういう考え方がないということを今おっしゃられたわけですが、一生懸命働いている町職員を、町の当局としてはどういうふうに考えていくのかという考え方が問われるのかなという気がするのですけれども、そこら辺で一生懸命働いている職員の方をどういうふうに、どういう待遇でどう育て、町民とともにどう歩ませていくかという点での労働条件の問題、どういうふうに基本的に考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 基本的に部長が答弁したとおりでございます。不利益等の考え方は今は持っていません。それと、いわゆる職員組合の皆さんとも十分、職員の福利厚生を含めていろいろな面で協議をしておりますし、また、いろいろな要請に基づいて我々も真摯に受けとめて話し合いをしてきておりますし、そういうところで我々もしっかりやっているつもりでございますので、そういうことはないと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。

1 番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私は常々、町職員の給与水準は地域経済に多大な影響を及ぼすと考えております。安定的に一定水準の給与を得ているからこそ、家庭を持ち、家族をふやし、そして持ち家をする、すべての場面で消費者として地域経済を支える中心的な立場にあるわけです。

今回に限らずむやみに給与を下げることは、可処分所得を圧迫し、地域経済の冷え込みに拍車をかけるものであります。さらに、このたびの人事院勧告は、国家公務員の給与に関し、本来の労使関係を先取った形で政府との合意が出ていたにもかかわらず勧告を強行したものであります。

しかも、被災地3県のデータが得られないことを理由に、ボーナスの支給月数の引き上げが見送られました。客観的・科学的調査に基づくデータに対し、人事院は政策的・政治的な要素を加味するという極めて異例な事態を引き起こしております。このような中でも人事院の勧告に従うという理事者の判断はまことに遺憾であります。

町職員の給与は、国家公務員の給与に連動させるのではなく、地域の現状を考慮し、本来の労使間での協議を尊重すべきとの立場から本案に反対するものです。

以上。

○議長（渡邊政吉君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

16番佐藤議員。

○16番（佐藤初雄君） 私は、賛成の立場で討論いたしたいと思います。

今回の人事院の勧告に基づく職員の月例給、この引き下げについては先ほど説明があったとおりですが、その中で本町におきましては、これまでも人事院の勧告に遵守して職員等の給与改定を行ってきた経過もあります。また、私から申すまでもなく、行財政改革でコストの削減や歳出の抑制など自助努力を進めてきてはおりますが、地方自治体の財政運営は非常に厳しい状況に変わりはありません。さらには、皆さん御承知のとおり、本町の一次産業を初めとした経済情勢も大変厳しい情勢が続いております。

職員の皆さんにおかれましても、ここ数年、連続の削減という厳しい状況にあることは理解しておりますけれども、こういった趣旨の状況等を踏まえまして、また、職員の給与も一定程度の水準で保っていくためには根拠となるものが必要であり、そういった意味でも当町におきましては人事院勧告に遵守して行う本条例の改正についてはやむを得ないものだと、こういうふうに判断をいたしまして賛成討論といたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成23年第6回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 本年第6回の臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、本臨時会におきまして、議案1件の御決定を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。

1点報告を申し上げます。去る11月15日に報道のありました、原発事故で放出された放射性物質の拡散についてでございます。

議員の皆様方も既に御承知のことと思いますが、名古屋大学などの研究チームが北海道

や中国・四国地方にまで放射能が拡散し、土壤に沈着した可能性があるとの報道があり、この中で、セシウム137、これは半減期が30年というのが、土1キログラム当たりの濃度が高いところで、北海道の東部の一部で250ベクレル程度であるとのシミュレーションの結果が発表されたところでございます。

このシミュレーションでは、北海道内でも釧路・根室管内の値が極端に高くなっておりまして、北海道で実施している農地の放射性物質モニタリング調査、道内7カ所、釧路、根室管内では中標津町の根釧農業試験場の結果とかけ離れていることから、酪農への風評被害などの心配もありまして今後の対応を検討しておりましたが、北海道としてもこの報道にいち早く対応していただきまして、11月16日には本町根室農業改良普及センターの敷地内と根室市、11月17日には浜中町での土壤採取を行いまして、11月21日に調査結果を発表していただいたところでございます。

なお、この調査では、3地点での放射性セシウム137が過去3年の環境放射線水準調査結果と同水準、17.9ベクレルでございまして、名古屋大学などの研究チームが行ったシミュレーションの結果、100から250ベクレルというものですが、これを大幅に下回った測定器の検出限界値以下とのことでございます。

また、道では海岸漂着物周辺における空間線量率の実態調査もすると聞いておりますので、今後においても北海道と協力しながら慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、今後の日程でございしますが、さきの臨時会でもお伝えをしておりますが、12月定例会の開催を12月13日火曜日からの予定をしておりますので、日程をぜひ調整していただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、これから師走を迎え何かとあわただしくなっております。機会あるごとにお話をしておりますが、地域の皆様方への防火・防災や安全運転の喚起をよろしくお願いを申し上げる次第であります。

また、今朝方も路面凍結による交通事故も起きていると聞いております。ぜひ交通事故には十分気をつけていただきますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 町長を初め職員の皆さん、お疲れさまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員